

公立大学法人熊本県立大学知的財産ポリシー

1 目的

本ポリシーは、公立大学法人熊本県立大学（以下「法人」という。）が設置する熊本県立大学（以下「大学」という。）における教育研究活動等を通じて創出された知的財産の取扱いに関する基本的考え方を定め、もって、大学の教育研究活動の成果を社会に還元してその活用を図るとともに、大学における教育研究活動等の活性化に資することを目的とする。

2 定義

本ポリシーにおいて「知的財産」とは、大学における教育研究活動により得られた成果物のうち、次の各号に掲げる財産的価値のあるものをいう。

- (1) 発明及び特許権
- (2) 考案及び実用新案権
- (3) 意匠及び意匠権
- (4) 商標及び商標権
- (5) 半導体集積回路及び回路配置利用権
- (6) 植物新品種及び育成者権
- (7) 著作物（データベース及びプログラムを含む。）及び著作権
- (8) 研究開発成果としての有体物
- (9) 技術情報及びノウハウ

3 本ポリシーの対象者

本ポリシーは、大学の職員（非常勤職員を含む。）、学生及び大学内で研究活動に従事する学外者（以下「職員等」という。）に適用する。

4 知的財産の審議機関

法人における知的財産に係る審議は、発明審査委員会において行う。

5 知的財産の評価及び管理

法人は、知的財産の財産的価値を適正に評価し、及び管理する。

6 知的財産の権利化等

法人は、知的財産を承継したときは、速やかに出願手続を行う等権利化することにより、法人及び知的財産の創出者の利益や権利を保護する。

7 知的財産の社会還元

法人は、権利化された知的財産を実施許諾、譲渡及び外部の機関、団体等との連携、協力により、技術移転など産業界における知的財産の活用を図るとともに、知的財産を適切に公開するなど、効果的かつ効率的に社会に還元していく。

8 職員等の守秘義務

職員等は、必要な期間中その秘密を厳守することにより、法人の知的財産が流出することを防止しなければならない。

9 知的財産の実施に伴う創出者への報償

法人は、知的財産を創出した職員等に対し、実施料収入を十分に還元し、又は職員等の評価等に反映させることにより、インセンティブを与え、知的財産の創出・活用を推進する。

10 教育、啓発、広報

法人は、職員等に対する知的財産に関する教育啓発活動を推進するとともに、法人の知的財産活動を紹介する広報活動を展開することにより、知的財産についての理解を深め、その創出への機運を高める。